



ワイド特集

令和6年度の 税制改正は ここがポイント

知っておきたい重要改正事項と留意点



〔執筆・監修〕税理士法人 柴原事務所
令和5年12月14日、令和6年度税制改正大綱が公表された。今回の改正では、定額控除が目玉とされている。本ワイド特集では、金融機関の担当者が押さえておくべき重要改正項目を徹底解説する。

● 令和6年度税制改正の重要項目一覧表をWEB上に掲載します！ ●

令和6年度税制改正大綱に盛り込まれた重要改正項目の一覧表を、本特集では掲載していない項目も含めてWEB上の特設ページに掲載します。弊社ホームページ (<https://www.kindai-sales.co.jp/>) の「令和6年度税制改正 重要項目一覧」のバナーより、下記のIDおよびパスワードでアクセスしてください。

柴原一 税理士法人柴原事務所代表社員に聞く

令和6年度税制改正大綱のポイント

定額減税は所得税と個人住民税で 対象所得が異なる点に注意

令 和5年12月14日に、自民・公明両党は「令和6年度税制改正大綱」を決定した。その基本的考え方は「物価上昇を上回る賃金上昇

の実現」にあり、定額減税により目に見える形で可処分所得を伸ばすという。大綱の要点などについて税理士・CFP®の柴原一氏に伺った。

所得税の定額控除は 年末調整で対応

まずは改正の目玉といえる所得税・個人住民税の定額減税からお聞かせください。

柴原 令和6年税制改正大綱の基本的考え方には「令和6年の所得税・個人住民税の定額減税を実施」とありますが、令和6年分といっても対象となる所得が異なる点に注意してください。

令和6年分の所得税は今年1月1日以降の収入をもとに計算されますので、税額はまだまだ決まっています。ところが令和6年度分の住民税は令和5年の収入をもとに計算されますので、すでに決まっております。定額減税を受けられるかどうか分かれます。

定額減税の実施は今年6月から始まります。

柴原 給与所得者は6月1日以降に支払われる給与・ボーナスの源泉徴収分から税額の控除が始まります。金額的には所得税が3万円、住民税は1万円ですので、配偶者と子ども二人の場合、本人分も含

め所得税12万円と住民税4万円の計16万円が減税となり、手取金額が増えます。

ただし住民税については、6月分を徴収せず定額減税後の税額を7月から、翌年5月までの11カ月で徴収します。

令和6年分の所得税は6月時点では半年足らずしかたっており、はつきりしてはいませんが、とりあえず6月分の給与、ボーナスから源泉徴収額が少なくなるのです。引ききれない分については、翌月以降の給与から差し引かれます。

大綱には12月の年末調整で調整するとあります。確定申告の必要のない給与所得者についてはこれで最終調整となります。配偶者が働いて同一生計配偶者でなくなった、離婚した、6月以降に子どもが生まれたという場合も年末調整で対応します。